

7 建設業の許可申請（新規・更新・追加等）に必要な書類一覧表

- <①、②の提出書類> ①の閲覧用と②の非閲覧用を分けてつづり、それぞれ3部(計6部)を提出してください
 <③の確認資料> つづらず1部だけ提示してください(確認のみで提出不要)
 <④のその他書類> つづらず1部だけ提出してください(希望者のみ)

※申請書作成に際しては、**建設業許可の手引**の注意事項・記入例を必ず参照してください。

①提出書類（閲覧用）

様式番号	令和2年10月 様式変更等	令和4年4月 様式変更等	書類の名称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
岡山県独自様式		修正	表紙（許可申請用） ※「閲覧用」に○をする	○	○	○
第1号	様式変更		建設業許可申請書	○	○	○
第1号 別紙一			役員等の一覧表	法人のみ	法人のみ	法人のみ
第1号 別紙二(1)			営業所一覧表(新規許可等)	○		○
第1号 別紙二(2)			営業所一覧表(更新)		○	
第1号 別紙四			専任技術者一覧表	○	○	○
第2号	記載要領変更	記載要領変更	工事経歴書(許可を受けようとする業種ごとに記載)	○		○
第3号	様式変更		直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		○
第4号	様式変更		使用人数	○		○
第6号	様式変更		申請者・役員等・令3条の使用人等が欠格要件に該当しないことの誓約書	○	○	○
第7号の3	様式変更		健康保険等の加入状況	○	○	○
第11号			建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)の一覧表	○	○	○
-			定款	法人のみ	変更あるとき	
第15号		様式変更	法人用の貸借対照表	法人のみ		
第16号			法人用の損益計算書、完成工事原価報告書	法人のみ		
第17号		様式変更	株主資本等変動計算書	法人のみ		
第17号の2		記載要領変更	注記表	法人のみ		
第17号の3			附属明細表 (資本金の額が1億円超、又は負債の部の合計額が200億円以上の株式会社についてのみ必要)	該当法人のみ		
第18号			個人用の貸借対照表	個人のみ		
第19号		記載要領変更	個人用の損益計算書	個人のみ		
第20号			営業の沿革	○	○	
第20号の2			所属建設業者団体	○	変更あるとき	
第20号の3	様式変更		主要取引金融機関名	○	変更あるとき	

②提出書類（非閲覧用）

様式番号	令和2年10月 様式変更等	令和4年4月 様式変更等	書類の名称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
岡山県独自様式		修正	表紙（許可申請用） ※「非閲覧用」に○をする	○	○	○
第1号 別紙三		記載要領変更	※県収入証紙貼り付け用紙	○	○	○
第7号	様式変更		常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	いずれか該当するものを提出		
第7号の2	新設		常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書			
第7号 別紙	様式変更		常勤役員等の略歴書			
第7号の2 別紙一	新設		常勤役員等の略歴書			
第7号の2 別紙二	新設		常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	第7号を提出する場合：第7号別紙を提出 第7号の2を提出する場合：第7号の2別紙一及び別紙二を提出		
第8号			専任技術者証明書(新規・変更)	○		○
-			専任技術者の卒業証明書(卒業証書は不可) ※学校卒業+実務経験の場合に添付	○		○
-			専任技術者に係る資格証明書(免状、合格証明書等) ※国家資格等の場合に添付	○		○
第9号			専任技術者の実務経験証明書 ※実務経験の場合に添付	○		○
第10号			指導監督的実務経験証明書(特定建設業許可申請の場合)	必要な場合に添付		必要な場合に添付
-			特定建設業の専任技術者に係る資格証明書	必要な場合に添付		必要な場合に添付
第12号	記載要領変更		許可申請者(法人の役員等・本人等)の住所、生年月日等に関する調査 ※旧略歴書	○	○	○
第13号			建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人・支店所長等)の調査 ※旧略歴書	該当者がいるとき	該当者がいるとき	該当者がいるとき
第14号			株主(出資者)調査	法人のみ	変更あるとき	
-			商業登記に係る登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	法人のみ	変更あるとき	
-			事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額の記載されているもの)	○		
-			許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)及び令3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)に係る成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は医師の診断書 ※「登記されていないことの証明書」という名称。岡山地方裁判所戸籍課の窓口(郵送の場合は、東京法務局後見登録課)で取得してください。 (本籍地の記載は不要)	○ 相談役、顧問、株主、出資者のみに該当する方は不要です。		
-			許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)及び令3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)に係る成年被後見人・被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書 ※「身分証明書」という名称。本籍地の市町村役場で取得してください。	○ 相談役、顧問、株主、出資者のみに該当する方は不要です。		
-			500万円以上の残高証明書(申請時から1か月以内のもの)	必要なとき ※注1		必要なとき ※注1
-			【健康保険及び厚生年金保険分】「領収書又は納入証明書」の写し等 【雇用保険分】「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え+「領収書」の写し+事業所非該当承認通知書の写し(承認申請をしている場合)等 (手引きp68参照)	○ ※注2	○ ※注2	○ ※注2

注1 次の場合は不要 (①直近の財務諸表で500万円以上の自己資本を有する場合、②追加(般特新規)申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する場合)

注2 従来は提示だったものが、令和2年10月から提出に不要

③確認資料（☆つづらず1部のみ提示）

確認内容	提示する書類の名称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者の常勤性	【社会保険の確認資料】常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者の健康保険被保険者証又は直近厚生年金標準報酬決定通知書(年金事務所の受付印のあるもの)の写し ※注3	○	○	○

注3 75歳以上の方等後期高齢者に該当する方は、平成20年4月1日から社会保険に代えて後期高齢者医療被保険者証、源泉徴収票、賃金台帳及び常勤していること等の申立書が必要です(手引きp73参照)

④その他書類（☆つづらず1部のみ提出）

書類名称	内容	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
受領票(受付票)	許可申請が受付されていることを確認するために用います。希望する方のみ、申請書とは別に1部提出してください。(詳細は手引きp25)	希望する場合のみ	希望する場合のみ	希望する場合のみ